

## 第6章



### 目標事業量の設定





## 第6章 目標事業量の設定

目標事業量の設定にあたっては、アンケート調査等により把握した各事業のニーズに基づき、つくばみらい市の地域特性を考慮した上で、特定事業の目標事業量を設定しました。

### 1 サービス利用率、ニーズ量の算出方法について

#### (1) ニーズ量の算出方式

平成29年度のサービスニーズ量(人) = 推計人口※<sup>1</sup> (平成29年) ×  
 {家庭類型※<sup>2</sup>でA、B、C、Eで『現在保育サービスを利用している』割合  
 + 家庭類型※<sup>2</sup>でA、B、C、Eで『今後保育サービスを利用したい』割合}

※<sup>1</sup> コーホート要因法による算出

※<sup>2</sup> アンケートの父母の就労状況を尋ねた質問から家庭を分類(タイプA~G)

A: ひとり親家庭(父子家庭または母子家庭)  
 B: フルタイム×フルタイム(フルタイム共働き)  
 C: フルタイム×パートタイム(フルタイム・パート共働き)  
 D: 専業主婦(夫)  
 E: パートタイム×パートタイム  
 F: 無業×無業  
 G: その他

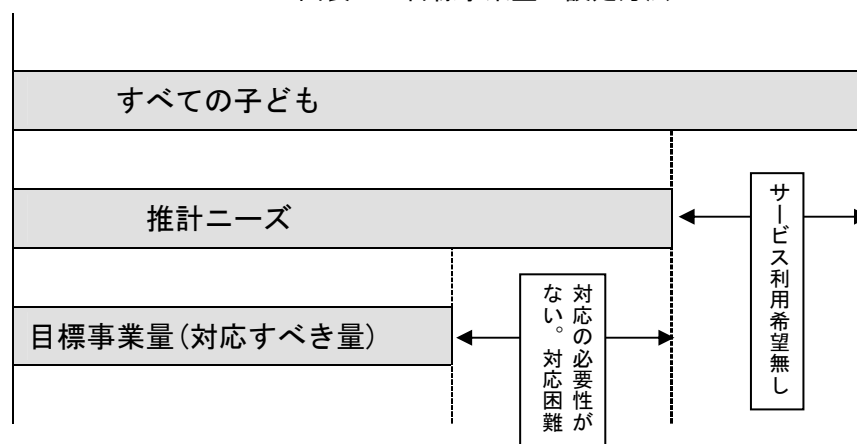
○ニーズ量は下線の家庭類型から算出

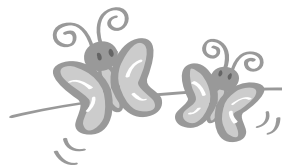
#### (2) サービス利用率の算出方式

サービス利用率 = (1) で算出されたニーズ量 ÷ 推計人口(全体)

#### (3) 目標事業量の設定方法

図表43 目標事業量の設定方法





## 2 特定事業の目標設定

平成26年度目標事業量は、計画期間中、社会情勢やニーズをよく見極めて見直すことでもあります。

図表44 平成21年度の実績見込みと後期計画における目標事業量

事業名	事業内容	単位	平成21年度 実績見込み	平成26年度 目標事業量
①通常保育事業	保護者の就労や疾病等により、家庭において児童を保育することができないと認められる場合に、保育園で保育を実施する。	設置	675人	695人
②特定保育事業	保護者のパートタイム就労などにより、保育に欠ける児童に対して、週2～3日または午前・午後のみなど必要に応じた保育を行う。	か所	1か所	3か所 900人
③延長保育事業	通常の保育時間を延長して保育を行う。	設置	8か所 64人	8か所 70人
④夜間保育事業	保護者の就労などにより帰宅が夜間になる場合に、保育園で児童の保育を実施する。	か所	—	—
⑤トワイライトステイ事業	保護者が就労などにより平日の夜間や休日に不在となる場合に、児童を児童福祉施設などで一時的に預かる。	か所	—	—
⑥休日保育事業	日曜日や祝日に保護者が就労する場合に、保育園で児童の保育を実施する。	設置	—	1か所 25人
⑦病児・病後児保育事業	保護者の就労や冠婚葬祭などにより、病気または病気回復期にある児童を、病院や保育施設などで一時的に預かる。	設置	—	—
⑧放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	設置	8か所 300人	9か所 330人
⑨地域子育て支援拠点事業	子育て世帯に交流の場を提供し、子育てに関する相談や情報提供、子育てサークルへの支援などを行う。	設置	1か所	2か所
ひろば型	週3日以上、1日5時間以上	か所	1か所	1か所
センター型	週5日以上、1日5時間以上	か所	—	—
児童館型	週3日以上、1日3時間以上	か所	—	—
(類似の単独事業)		か所	—	1か所
⑩一時預かり事業	保護者がパートタイム就労や病気になった場合などに、保育園で一時的な保育を行う。	設置 日数	2か所	3か所 240日
⑪ショートステイ事業	保護者の病気などにより、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、児童福祉施設などで短期間預ける。	設置	—	—
⑫ファミリーサポートセンター事業	育児の手助けができる人と育児の手助けが必要な人を会員登録し、保育園の送迎や一時預かりなど、会員組織による相互援助を行う。	設置	—	1か所